

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 国保委－23
- 2 案件名 令和5年度産前産後保険料免除対応改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方
住所： 大阪市北区堂島浜一丁目2番1号
社名： 株式会社日立システムズ 関西支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
当委託は、現在稼働中の日立システムズ製パッケージ「ADWORLD」内の市町村事務処理標準システム(国保システム)を改修するものであり、日立システムズが「ADWORLD」の著作権を有しているため、改修は同社しか実施できません。
従いまして、上記業者と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先
課名： 国民健康保険課 内線：2483

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 医療委-11
- 2 案件名 宝塚市後期高齢者医療システム標準化対応に係る標準仕様との比較分析業務
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内 外
- 4 契約期間 契約日 から 令和6年(2024年)2月29日
- 5 契約相手方
住所：大阪市北区中之島3丁目6番地32号 ダイビル本館
社名：日本電子計算株式会社 大阪支店
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
国は自治体情報システムの標準化を推進し、基幹業務システムについて令和7年度までに標準準拠システムへ移行することとしています。その対象に宝塚市後期高齢者医療システムが含まれていることから、国が示す標準仕様書と本市の後期高齢者医療業務に係る現行業務及び現行システムの機能・帳票等を比較・分析する必要があります。
現行の宝塚市後期高齢者医療システムは、日本電子計算株式会社が開発※し、稼働後も制度改正や業務改善等に伴う改修を重ねてきたシステムです。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでのシステム開発※で蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須であり、本業務は現行システムと密接不可分であるから、特名随意契約により上記契約相手方と業務委託契約を締結するものです。
- 7 問合わせ先
課名：医療助成課 内線：2660

特名随意契約理由書

- 1 案件番号 総委－ 8 3
- 2 案件名 宝塚市立市役所内駐車場運営管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和 5 年（2023 年）10 月 1 日から令和 6 年（2024 年）9 月 30 日まで
- 5 契約相手方
住所 : 大阪府中央区今橋 4 丁目 1 - 1
社名 : タイムズ 2 4 (株)
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条 1 項 ただし書該当

(指定理由)
前回の契約の履行期間は、平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 3 0 日までの長期継続契約で、入札の結果、タイムズ 2 4 ㈱に決定しました。
現在、市立市役所内駐車場を含む、市役所前ひろば、末広中央公園、武庫川河川敷緑地、市立末広駐車場等の市庁舎周辺につきましては、シビックゾーン民間活力導入を検討している状況であるため、前回と同程度の期間の長期継続契約を行うことは、検討中の事業の自由度の高い幅広い提案を妨げる恐れがあることから、今回は 1 年間の契約とします。
そのような状況下で 1 年間であっても、新規で入札を実施した場合は、設置工事（入口発券機、出口精算機、事前料金精算機、割引認証機等）が必要であるため、費用が著しく高額となります。
一方で現契約者の既存の機器、システムを引き続き使用することで、入札を実施した場合よりコストが抑えられることから、今回の契約については、前回の委託業者であるタイムズ 2 4 ㈱と特名随意契約を締結することとします。
- 7 問合せ先
課名 : 管財課 内線 : 2 0 6 5

特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 庁舎間光ケーブル復旧対応作業

3 案件場所 宝塚市東洋町 地内

4 契約期間 契約締結の日から
令和5年(2023年)10月29日まで

5 契約相手方

住所： 神戸市中央区東町126番地
社名： NEC フィールディング株式会社 関西支社 神戸支店

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本契約は、ネットワークケーブル断線の復旧に係る復旧作業と作動確認試験の業務を依頼するものである。本市のネットワークは上記事業者により構築されており、かつ保守点検も同事業者が実施している。

ネットワーク断線の復旧にあたっては、本市のネットワーク構成等に熟知している必要があることから、上記業者を指定して契約する。

7 問合わせ先

課名：管財課

内線：2149

特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 第二庁舎・本庁舎間の内線電話線復旧

3 案件場所 宝塚市東洋町 地内

4 契約期間 契約締結の日から
令和5年(2023年)11月14日まで

5 契約相手方

住所： 神戸市中央区海岸通11番
社名： 西日本電信電話株式会社 兵庫支店

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本契約は、第二庁舎・本庁舎間の内線電話線断線の復旧に係る復旧作業と作動確認試験の業務を依頼するものである。本市の電話回線は上記事業者により構築されており、かつ保守点検も同事業者が実施している。

第二庁舎・本庁舎間の内線電話線断線の復旧にあたっては、本市の電話回線構成等に熟知している必要があることから、上記業者を指定して契約する。

7 問合わせ先

課名：管財課

内線：2149

特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 震度計復旧業務

3 案件場所 宝塚市東洋町 地内

4 契約期間 契約締結の日から
令和5年(2023年)11月14日まで

5 契約相手方

住所： 神戸市中央区海岸通 11 番 NTT 神戸中央ビル 18F
社名： 西日本電信電話株式会社 兵庫支店

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本契約は、震度計のケーブル断線の復旧に係る配線作業と作動確認試験の業務を依頼するものである。震度計は兵庫県を主体とし県内の全市町に配備されているものである。宝塚市は兵庫県に対して震度計の管理・運営にあたって分担金を支払っており、県から震度計の保守点検業務を受託しているのが上記業者である。保守点検受託業者として震度計の管理・運営については、異なる他社が作動確認試験を実施することは出来ず、配線作業と作動確認試験については不可分である。

以上の理由から、上記業者を指定して契約する。

7 問合わせ先

課名：管財課

内線：2149

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 地福-6
- 2 案件名 宝塚市災害時要援護者管理システム導入業務委託
- 3 案件場所 宝塚市役所（宝塚市東洋町1番1号）
- 4 契約期間 契約日 から 令和6年（2024年）3月31日
- 5 契約相手方
住所：宮崎県日向市永江町1丁目105番地
社名：株式会社パシフィックシステム
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
宝塚市災害時要援護者管理システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル
審査会において、企画提案審査の結果、一定水準の評価を得て、受託候補者
に特定した事から同契約相手方と特名随意契約を締結する。
- 7 問合わせ先
課名：地域福祉課 内線：2568

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 地福-7
- 2 案件名 災害時要援護者管理システム導入に係るサーバ統合化基盤ゲスト OS
払い出し作業委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和6年(2024年)1月31日
- 5 契約相手方
住所：兵庫県神戸市中央区東町126番地
社名：NEC フィールディング株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在稼働しているサーバ統合化基盤の開発、導入等の業務については、上記業者が行っており、サーバ統合化基盤や現在稼働している機器を熟知していることから、効率的かつ適正にゲスト OS 払い出し作業を行うことができる。
- 7 問合わせ先
課名：地域福祉課 内線：2568

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 SN1 - 1 2
- 2 案件名 宝塚市火葬場予約システム導入業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所 環境部 生活環境課
- 4 契約期間 契約締結の日 ～
令和6年(2024年) 3月31日
- 5 契約相手方
住所： 愛知県名古屋市中区丸の内2丁目19番25号
社名： 富士テレコム株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書き 該当

(指定理由)

本業務を委託するにあたっては、本市の求める機能要件を満たすパッケージシステムの導入実績がある事業者を選定する必要があります。このため、金額の多寡のみで決定する入札方式にはなじまず、本市にとって最良と思われる提案が選択できるプロポーザル方式を採用しました。その結果、上記の富士テレコム株式会社が優先交渉権者となり、契約内容について協議を行った結果、合意に至ったため、当該事業者と特名随意契約を締結するものです。
- 7 問合わせ先
課名：生活環境課 内線： 2605

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C2-40
- 2 案件名 ごみリサイクル業務等委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和6年(2024年)3月31日まで
- 5 契約相手方
住所：宝塚市安倉中3丁目12番16号
社名：有限会社マエシロ

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本業務の作業場所であるクリーンセンター粗大ごみ処理棟は令和6年度から解体予定であり、本業務の内容は別途場内に新設する仮設リサイクル処理施設での運用に切り替わるため、今回は6ヵ月間のみの契約となります。また場内はすでに仮設・解体工事が始まっており、本業務の作業場所等は工事の進捗に合わせて臨機応変に対応する必要があるなど不確定な要素も多くあり、条件が入札に適しません。よって今回は過渡期の対応として、現在本業務を契約する上記の業者と特名随意契約を締結します。

7. 問い合わせ先

課名： 管理課

内線： 8288

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 (物品－消耗品)
- 2 案件名 焼却炉用部品 (飛灰処理装置用)
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和 6 年(2024)年 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所：大阪市西区土佐堀 1 丁目 3 番 2 0 号 三菱重工大阪ビル
社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 関西支店
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条 1 項ただし書該当

(指定理由)

本物品については、既設の設備等と密接不可分の関係があり、同施工者以外の者に施工させることにより、既存の施工部分との取り合いにおいて不具合が出た場合、不具合の責任所在が不明確になるなど、ごみ処理に著しい支障が生じる恐れがあるため。このことから、必要な部品においても上記事業者製作の部品である必要がある。

7. 問い合わせ先

課名： 管理課

内線： 8288

特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 T 3 4 - 1 2
- 2 委託名 兵庫県・宝塚観賞植物品評会事業委託
- 3 委託場所 宝塚市山本東3丁目外地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）10月 2日 ～
令和5年（2023年）10月10日

5 契約相手方

住所：宝塚市東洋町1番1号

社名：宝塚市花き園芸協会

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)

兵庫県・宝塚観賞植物品評会事業は、宝塚市の地場産業である花き園芸のPRと園芸農家の生産意欲・技術の向上を目的として実施している。

宝塚市花き園芸協会は、市内中の花き・植木に関する高度な専門技術をもった会員が在籍している市内最大の植木生産者団体であり、協会員の協力(展示品の出品等)を得て効果的で円滑な運営ができる。

以上のことから、当該事業を円滑に遂行できるのは宝塚市花き園芸協会のみであるため、特名随意契約を行うものである。

7 問合わせ先

課名：農政課

内線：2415

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T34-13
- 2 案件名 農業委員会サポートシステムに係る台帳更新データ作成業務
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)10月31日～令和5年(2023年)11月30日
- 5 契約相手方
住所： 兵庫県神戸市中央区磯上通4丁目1番6号
社名： 株式会社パスコ 神戸支店

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

既存農地台帳システムで管理している農地台帳データを農業委員会サポートシステム用農地台帳データのレイアウトに変換する業務は、これまで既存の農地台帳のデータを変換してきた業者または本システムのデータファイルレイアウトを熟知している業者から選定する必要があります。

契約相手方は、農業委員会サポートシステム構築の際の事業者で当該システムを熟知しており、既存農地台帳システムからデータを出力する作業も契約相手方のみが対応できるため、特名随意契約を締結するものである。

7. 問い合わせ先

課名： 農業委員会

内線： 2426

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 ー
- 2 案件名 議場放送設備等一式
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約締結の日から令和6年（2024年）1月31日まで
- 5 契約相手方 住所：兵庫県神戸市中央区北長狭通4-3-8
社名：神戸総合速記 株式会社

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

（指定理由）

令和5年9月14日に開札が行われた制限付き一般競争入札「議場放送設備等一式」については、落札者都合により契約を辞退する事態となりました。

本事業は、設置後40年以上経過し、修繕・交換部品が枯渇した議場放送設備を更新することにより、正常な議会運営を維持することを目的としております。軽微な機器トラブルも頻発する状況の中、致命的な故障発生による議会機能の停止を回避するには、可能な限り速やかに事業を執行する必要があります。

再度の競争入札を行う場合、契約締結までに2か月程度の遅延が発生することになりますが、今回応札した事業者以外の参加が見込めないこと、半導体不足による電気機器類の価格高騰、生産停止が続く状況の中、時間の経過とともに契約する機会を失うおそれがあることから、先の入札において次順位かつ予定価格範囲内の見積金額を提示した上記事業者との契約締結が有利であると判断し、随意契約を行うものです。

7 問合わせ先

議会事務局 総務課 内線：2094